

平成29年度

新宿区立新宿NPO協働推進センター
指定管理者の管理業務に係る事業評価報告書

平成30年9月

新宿区立新宿NPO協働推進センター

指定管理者事業評価委員会

目 次

I	評価の目的	1
II	評価の概要	2
1	評価者	2
2	評価委員会開催概要	2
3	評価項目	2
4	評価対象	2
5	評価方法	2
III	評価の結果	3
1	評価結果	3
2	項目別の評価	4
3	総合評価・全体評価	7
IV	施設の概要	8
1	施設概要	8
2	指定管理者	9
3	運営状況	10
○	参考資料	
1	新宿区立新宿NPO協働推進センターの指定管理者の管理業務 に係る事業評価に関する要綱	12
2	アンケート結果	14

この報告書における「NPO」とは、特定非営利活動法人またはボランティア活動団体及び市民活動団体等の社会貢献活動（営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として、自発的に行われる活動）を行う団体を指しています。

I 評価の目的

新宿区立新宿NPO協働推進センター（以下「NPOセンター」という。）は、新宿区内において社会貢献活動を行う特定非営利活動法人その他の多様な主体の協働の取組みを推進し、地域の課題を解決するための基盤を整備することにより、区内における社会貢献活動の健全な発展を図り、もって区民の福祉の向上に寄与するため、平成25年4月1日に開設しました。

NPOセンターの管理運営については、効率的で質の高いサービスを提供できるように、指定管理者制度を導入し、指定管理者選定委員会、議会の議決など必要な手続きを経て、一般社団法人新宿NPOネットワーク協議会を指定管理者として指定しました。

新宿区では、指定管理者の管理業務が協定書の定めに従って適正に行われたか、また、施設の設置目的に沿って円滑に運営し、施設利用者へのサービスの向上がなされたかなどを検証するために、毎年度終了後、指定管理者の管理業務の事業評価を実施することとしています。

NPOセンターにおいても、評価の結果を今後の管理業務に反映させ、利用者へのより良いサービスの提供に寄与できるよう、外部委員の参画による新宿区立新宿NPO協働推進センター指定管理者事業評価委員会を開催し、平成29年度の指定管理者管理業務の事業評価を実施しました。

この報告書は、同評価委員会による評価結果をまとめたものです。

評価結果は、今後の管理業務の改善及びサービスのより一層の向上のため、指定管理者に通知します。

II 評価の概要

1 評価者

- (1) 名称 新宿区立新宿NPO協働推進センター指定管理者事業評価委員会
- (2) 構成
評価委員 5名（外部委員3名・内部委員2名）
早田 幸 （早稲田大学社会科学総合学術院教授）
※委員長（各評価委員の互選により選任）
伊藤 清和 （元富士ゼロックス東京(株) CSR部社会貢献推進グループ）
加藤 弘美 （税理士）
中山 順子 （新宿区地域振興部生涯学習スポーツ課長）
内野 桂子 （新宿区地域振興部多文化共生推進課長）

2 評価委員会開催概要

- (1) 日時 平成30年6月18日（月） 午後2時から午後4時30分まで
- (2) 場所 新宿区立新宿NPO協働推進センター 1階 101会議室
- (3) 出席者
ア 評価者：評価委員 5名
イ 指定管理者：新宿区立新宿NPO協働推進センター職員 2名
ウ 事務局：地域振興部地域コミュニティ課職員 4名
- (4) 内容 施設見学、指定管理者による事業説明、質疑応答、各評価委員による評価、評価に基づく意見交換、全体評価

3 評価項目

- (1) 施設の運営に関すること
- (2) 利用・サービスに関すること
- (3) 施設・設備の管理に関すること
- (4) 管理運営経費に関すること
- (5) 事業に関すること

4 評価対象

指定管理者から提出された平成29年度事業計画書、平成29年度事業実績報告書及び自己評価資料を基に、評価委員会当日の指定管理者による事業説明及び質疑応答により、評価を行いました。

5 評価方法

各評価委員が評価項目ごとの個別評価及び総合評価を行い、各評価委員の総合評価の平均値により全体評価を決定しました。

Ⅲ 評価の結果

1 評価結果

評価項目	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	評価 (平均)
1 施設の運営に関すること	3	3	3	4	3	3.2
2 利用・サービスに関すること	3	3	3	3	3	3.0
3 施設・設備の管理に関すること	4	4	3	4	3	3.6
4 管理運営経費に関すること	2	3	3	3	3	2.8
5 事業に関すること	3	3	3	3	3	3.0
総合評価	3	3	3	3	3	3.0
全体評価	3 (良)					

【評価の見方】

(1) 個別評価・総合評価

4：優良、3：良、2：適当、1：課題あり

(2) 全体評価

「総合評価」欄の数値を下記基準により全体評価として記載

3.5以上 の場合 4：優良

2.5以上3.5未満 の場合 3：良

1.5以上2.5未満 の場合 2：適当

1.0以上1.5未満 の場合 1：課題あり

2 項目別の評価

(1) 施設の運営に関すること

「施設の運営に関すること」について、下記の7つの小項目で評価を行いました。

① 利用率・稼働率	目標とした「利用率・稼働率・利用者数等」について達成できたか。また、それらの向上策を実行したか。
② 職員体制	適正な職員配置計画をたて施設運営に支障のない勤務体制をとったか。
③ 職員教育	業務・危機管理・個人情報保護に関する研修等、業務に必要な知識を身に着ける努力はなされたか。
④ 緊急時の対応	事故等の緊急時の対応体制が整備されていたか。また、緊急時に適切な対応が取られたか。
⑤ 区との連絡調整	仕様書に示される区との連絡、調整などに関わる業務は適切に行われたか。
⑥ 適正な労働環境の確保	適正な労働環境の確保を図っていたか。
⑦ その他施設の運営	その他協定書及び仕様書に定める施設の運営に関し、必要な措置を講じたか。

【評価結果】 3. 2 (各評価委員による評価の平均値)

施設の運営においては、個々の職員の家庭の事情等に合わせたシフト体制を組んでおり、ワークライフバランスへの配慮や適正な労働環境の確保に努めているものと評価します。

また、専門的な相談にも応じられるよう、講座事業に職員を参加させるなど、自己研鑽に対応するためのシフト調整、職員教育も積極的に行われています。

一方、SNS等を通じたPRや、区内外の他の中間支援施設とのネットワークや連携により、利用促進に向けた様々な取組みがされていますが、利用率は平成28年度に引き続き低下しています。

要因の分析と対策を検討し、より多くの方に継続的に利用されることを期待します。

(2) 利用・サービスに関すること

「利用・サービスに関すること」について、下記の4つの小項目で評価を行いました。

① 利用手続	利用手続きは適正かつ公正に行われたか。
② 利用者サービスの向上	利用者の利便性を確保し、また、利便性向上その他に寄与するサービス・事業に努めたか。
③ 利用者対応・接客	利用者への対応・接客は良好に行われたか。
④ 利用者要望の把握・対応	利用者の要望把握は適切に行われたか。また、業務に活かされたか。

【評価結果】 3. 0 (各評価委員による評価の平均値)

利用ニーズの把握については、利用者アンケート、事業運営委員会・利用者懇談会による直接的なヒアリングといった多様な手段で意見把握に努め、改善につなげています。

また、平成29年度は施設のホームページも全面リニューアルする等、利用者の利便性向上に寄与する取り組みも行われています。

引き続き、積極的なニーズの把握に努め、さらなるサービスの向上に向けて取り組んでいくことを期待します。

(3) 施設・設備の管理に関すること

「施設・設備の管理に関すること」について、下記の3つの小項目で評価を行いました。

① 施設・設備管理	事業計画書等に基づいた施設・設備管理業務が適切に行われたか。
② 修繕・備品管理	施設修繕や備品管理は適切に行われたか。
③ 省エネルギー・省資源	省エネルギー・省資源等に努めたか。

【評価結果】 3. 6 (各評価委員による評価の平均値)

施設・設備の定期点検に加えて、日々の職員の巡回時の自主的な点検により、適切な施設管理がされています。清掃や備品等の管理も丁寧に行われており、施設の良好な管理に努めているものと評価します。

省エネルギー・省資源についても、間引き点灯や空調管理などの取り組みとともに、区の環境方針を館内に掲示する等、職員・利用者への省エネ意識の喚起も行われており、適切な取り組みが行われているものと評価します。

引き続き、利用者への安定したサービス提供につながる管理に取り組んでいくことを期待します。

(4) 管理運営経費に関すること

「管理運営経費に関すること」について、下記の3つの小項目で評価を行いました。

① 適正な会計	適正な会計管理による収支状況であるか。
② 目標の達成	目標とした利用収入・収益率を達成することができたか。
③ 経費削減、収入・利益率確保の努力	経費節減、収入・利益率確保に向けた努力はなされたか。

【評価結果】 2. 8 (各評価委員による評価の平均値)

会計処理については、毎月の月次報告で区に報告されており、適正な会計処理がなされています。

職員による設備・備品類の点検や日常清掃の徹底等、施設管理とあわせた経費削減の取り組み、ノウハウの蓄積等により、支出を抑制する努力がされているものと評価します。

また、講座等の実施事業の収入が前年度より増加している点も評価できます。

一方で、利用料金収入が予算や目標を下回っているため、稼働率向上に向けた取り組みを通じて、安定した収入確保が必要です。

予算額、収支バランスを確認しながら、より効果的・効率的な施設運営につなげていくことを期待しています。

(5) 事業に関すること

「事業に関すること」について、下記の2つの小項目で評価を行いました。

① 事業実施	事業計画書等に基づき計画した事業を実施したか。
② 事業効果	施設の設置目的に照らして、事業は効果的に行われたか。

【評価結果】 3. 0 (各評価委員による評価の平均値)

事業計画書に基づき、計画通り事業が実施されています。

講座事業においては、一年分の講座予定表の公開やタイトルをよりわかりやすいものに工夫する等、効果的な事業実施に向けた取り組みに努めているものと評価します。一方で、参加者が数名の講座もあるため、引き続き効果的な事業実施に取り組んでいただくことを期待します。

今後も、社会貢献活動団体のネットワークづくり、人材育成の支援等といった、施設の設置目的に照らした効果的な事業が行われることを期待します。

3 総合評価・全体評価

平成29年度の指定管理者の管理業務について、各評価委員の総合評価の平均は「3.0」となり、全体評価は、評価基準（2.5以上3.5未満→3：良）に照らし、「3：良」と評価しました。

仕様書・事業計画書に基づく各事業の実施等、適切な施設管理・運営ができているものと評価します。

柔軟な職員体制で効果的に施設運営がされている点や、周知方法の工夫等により講座参加者数が増加し、事業収入の増加が図られている点も評価できます。こうした取り組みにより、本施設が新宿区における社会貢献活動の拠点としての認知度上昇につながっているものと評価します。

一方、利用率については、利用の促進を図る様々な取り組みが行われていますが、平成28年度に引き続き減少していますので、引き続き要因の分析と対策を検討し、より多くの方に継続的に利用されることを期待します。

センターには貸出施設としての機能だけではなく、社会貢献活動団体の拠点として、社会貢献活動の普及啓発、団体間のネットワークづくりなど、さまざまな役割が期待されています。利用率向上に向けた取り組みや、講座・交流事業等の内容の充実を通じて、社会貢献活動の普及啓発やこうした団体の連携、様々な主体との協働を推進し、地域社会への貢献、区内の社会貢献活動の活性化につながっていくことを期待しています。

IV 施設の概要

1 施設概要

- (1) 施設名称 新宿区立新宿NPO協働推進センター
- (2) 所在地 東京都新宿区高田馬場四丁目36番12号
(併設：しんえい子ども園もくもく、しんえい学童クラブもくもく、防災ルーム、防災倉庫)
- (3) 施設規模
- ア 複合施設全体
土地面積：4,264.16㎡
建物面積：4,126.61㎡
構造：校舎棟 地上5階建て 鉄筋コンクリート造
屋内運動場棟 地上2階建て 鉄骨造 RC造
- イ 新宿区立新宿NPO協働推進センター
延床面積：1,804.88㎡
(会議室等：1,110.88㎡ 多目的室：694㎡)
多目的グラウンド：1,438㎡
- (4) 開館時間等
- ア 開館時間：午前9時～午後10時
- イ 利用時間：午前9時～午後9時45分
- ウ 休館日：毎月第二火曜日・年末年始
- (5) 主要施設

階	室名	面積 (㎡)	定員 (人)	特徴
5階	501会議室	92.74	72	音響装置、天井備付けプロジェクター完備
4階	401会議室A	30.66	16	A・B合わせて一体利用可能
	401会議室B	30.66	16	
	受付、フリースペース、作業室、事務室			
3階	倉庫			
2階	2階多目的室	350.79	264	運動利用可能・土足厳禁
	男女更衣室			
1階	101会議室	43.63	18	
	102会議室	34.24	16	防音仕様
	1階多目的室	181.5	81	運動利用可能・土足厳禁
屋外	多目的グラウンド	1,438		日・祝日のみ利用可能

2 指定管理者

(1) 指定管理者名

一般社団法人新宿NPOネットワーク協議会

(2) 指定期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで（3年間）

(3) 業務の範囲

新宿区立新宿NPO協働推進センター条例（平成24年新宿区条例第38号。以下「条例」という。）第6条に規定する以下の業務とする。

- ・ 社会貢献活動に関する情報の収集及び発信並びに普及啓発に関する業務
- ・ 社会貢献活動を行う団体等のネットワークづくりその他当該団体等の活動の推進に関する業務
- ・ センターの利用に関する業務
- ・ 条例第21条に規定する団体登録、条例第22条に規定する利用の承認、条例第23条に規定する利用の不承認及び条例第24条に規定する利用承認の取消し等に関する業務
- ・ 条例第27条に規定する利用料金の納入、条例第29条に規定する利用料金の減免及び条例第30条に規定する利用料金の返還に関する業務
- ・ センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・ その他センターの管理に関し、区長が必要と認める業務

3 運営状況

(1) 施設別利用状況

施設名	利用率			利用人数
	利用可能区分数	利用区分数	利用率	
101会議室	1,040	303	29.1%	2,651
102会議室	1,040	212	20.4%	1,363
401A会議室	1,041	891	85.6%	4,548
401B会議室	1,040	888	85.4%	2,342
501会議室	1,040	415	39.9%	10,918
1階多目的室	1,040	129	12.4%	4,080
2階多目的室	1,039	192	18.5%	7,342
多目的グランド	128	48	37.5%	1,168
計	7,408	3,078	41.5%	34,412

※利用可能区分数は、各施設ごとに保守点検等により利用不能となった区分数を差し引いた数である。

※利用可能区分数及び利用区分数は、1日を3区分（午前・午後・夜間）した区分数の合計である。

(2) 収支状況

① 指定管理業務 収支状況

収入			
項目	予算額 (円)	決算額 (円)	達成率
指定管理料	53,060,000	53,060,000	100.0%
利用料金収入	3,354,000	2,047,200	61.0%
実施事業収入	630,000	520,000	82.5%
収入計 (A)	57,044,000	55,627,200	97.5%

支出				
項目	予算額 (円)	決算額 (円)	執行率	
管理運営費	人件費	20,529,000	20,287,232	98.8%
	旅費交通費	840,000	936,747	111.5%
	消耗品費	1,180,000	1,630,902	138.2%
	印刷製本費	0	0	0.0%
	通信運搬費	480,000	474,971	99.0%
	光熱水費	3,582,000	2,416,554	67.5%
	修繕費	692,000	30,861	4.5%
	貸借料	2,881,000	1,236,934	42.9%
	委託料	11,168,000	10,406,521	93.2%
	法人本部経費	8,789,000	9,293,095	105.7%
	その他支出	436,000	333,617	76.5%
実施事業費	人件費	3,999,000	3,888,504	97.2%
	旅費交通費	324,000	327,186	101.0%
	謝礼	1,296,000	1,097,052	84.6%
	消耗品費	260,000	325,816	125.3%
	印刷製本費	133,000	152,392	114.6%
	その他支出	455,000	747,383	164.3%
支出計 (B)	57,044,000	53,585,767	93.9%	

収支		
項目	予算額 (円)	決算額 (円)
収入計 (A)	57,044,000	55,627,200
支出計 (B)	57,044,000	53,585,767
収支差額 (A-B)	0	2,041,433

② 自主事業 収支状況

収入			
項目	予算額 (円)	決算額 (円)	達成率
自動販売機売上	180,000	197,498	109.7%
その他有料サービス (コピー機・印刷機、消耗品販売他)	300,000	345,905	115.3%
収入計 (A)	480,000	543,403	113.2%

支出			
項目	予算額 (円)	決算額 (円)	執行率
自動販売機売上	99,000	102,041	103.1%
その他有料サービス (コピー機・印刷機、消耗品販売他)	156,000	141,194	90.5%
支出計 (B)	255,000	243,235	95.4%

収支		
項目	予算額 (円)	決算額 (円)
収入計 (A)	480,000	543,403
支出計 (B)	255,000	243,235
収支差額 (A-B)	225,000	300,168

新宿区立新宿NPO協働推進センターの指定管理者の管理業務に係る
事業評価に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新宿区立新宿NPO協働推進センター（以下「NPOセンター」という。）の指定管理者が実施した管理業務に係る事業を評価するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(評価委員会の設置)

第2条 区長は、指定管理者が行うNPOセンターの管理業務に関する評価（以下「評価」という。）を行うため、新宿区立新宿NPO協働推進センター指定管理者事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者につき、区長が委嘱し、又は任命する委員5人をもって組織する。

- (1) 外部委員 3名
- (2) 内部委員 2名

2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

5 委員に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日又は任命の日から所定の評価業務が終了した日までとする。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の半数以上の委員の出席がなければ委員会を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(評価の基準)

第6条 NPOセンターの評価は、次に掲げる項目について、別に定める評価の基準により行うものとする。

- (1) 施設の運営に関すること。
- (2) 利用・サービスに関すること。
- (3) 施設・設備の管理に関すること。
- (4) 管理運営経費に関すること。
- (5) 事業に関すること。

(評価の方法)

第7条 委員会は、前条の評価を次のとおり行う。

- (1) 指定管理者が提出した事業実施報告書その他委員会が必要と認める書類による評価
- (2) 指定管理者に対するヒアリングによる評価

(評価の対象)

第8条 委員会が行う評価の対象は、当該年度の前年度に実施した管理業務とする。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、地域振興部地域コミュニティ課が処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成26年7月9日 26新地地管第647号 地域文化部長決定)

この要綱は、平成26年7月9日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日 27新地地管第1991号 地域文化部長決定)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

アンケート結果

(1) 施設貸出業務

ア アンケート回収方法

施設の利用前にアンケートを配布し、利用後に回収。回答・提出は任意。

イ 期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日

ウ 回収総数

993枚

利用団体が複数の場合等、複数回答している項目もあるため、アンケート回収総数と結果総数は必ずしも一致していない。

エ 集計結果

① 年代(複数回答可)

※多い順に列記 回答項目の記載 20代以下 30代 40代 50代 60代 70代以上

項目	年代	結果
1	20代以下	654
2	30代	275
3	40代	274
4	50代	270
5	60代	203
6	70代以上	134

② 利用頻度

※多い順に列記 回答項目の記載 初めて 年に1回 月に1回 週に1回 週に2回以上

項目	利用頻度	結果
1	週に1回	436
2	月に1回	230
3	週に2回以上	202
4	年に1回	71
5	初めて	34

③ 所属団体

回答項目の記載 NPO団体 一般 その他

項目	所属団体	結果
1	NPO団体	532
2	一般	369
3	その他	70

④ 利用人数

※利用人数を5人ごとの項目に分けて分類

項目	利用人数	結果
1	6～10人	271
2	2～5人	253
3	21人以上	199
4	11～15人	139
5	16～20人	122

⑤ 使いやすさ

回答項目の記載 大変満足 やや満足 普通 やや不満 大変不満

項目	使いやすさ	結果
1	大変満足	736
2	やや満足	112
3	普通	72
4	やや不満	5
5	大変不満	0

⑥ 利用区分・時間

回答項目の記載 大変満足 やや満足 普通 やや不満 大変不満

項目	使いやすさ	結果
1	大変満足	710
2	やや満足	141
3	普通	40
4	やや不満	34
5	大変不満	0

⑦ 予約のしやすさ

回答項目の記載 大変満足 やや満足 普通 やや不満 大変不満

項目	予約のしやすさ	結果
1	大変満足	715
2	やや満足	121
3	普通	51
4	やや不満	37
5	大変不満	1

⑧ スタッフの対応

回答項目の記載 大変満足 やや満足 普通 やや不満 大変不満

項目	スタッフの対応	結果
1	大変満足	739
2	やや満足	100
3	普通	85
4	やや不満	1
5	大変不満	0

⑨ 施設全体の満足度

回答項目の記載 大変満足 やや満足 普通 やや不満 大変不満

項目	施設全体の満足度	結果
1	大変満足	731
2	やや満足	111
3	普通	82
4	やや不満	1
5	大変不満	0

⑩ 質問⑤から⑨で 2「やや不満」と答えた方が、そのように感じた理由

※回答総数4

項目	意見	結果
1	予約手続き(ネット予約できない)	2
2	多目的室にエアコンがあるとよい	1
3	CDプレイヤーの貸し出しがあるとよい	1

⑪ 当施設の管理運営に関すること、実施してほしい事業やサービス等(自由記述)

※回答総数9

項目	意見	結果
1	スタッフ対応への感謝	9

(2) 講座事業業務

ア アンケート回収方法

講座開催後、参加者から回収。

イ 対象講座

平成29年度に開催の30講座(参加者のべ430名)

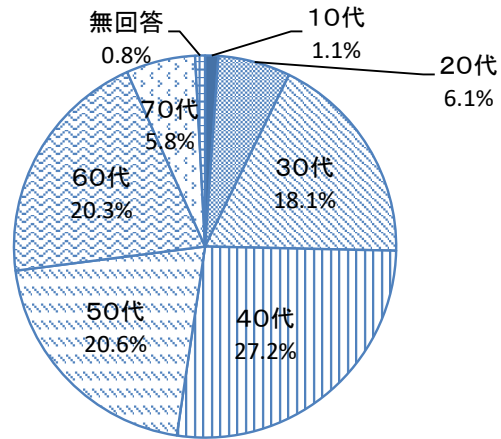
ウ 回収総数

359枚(回収率83.5%)

エ 集計結果

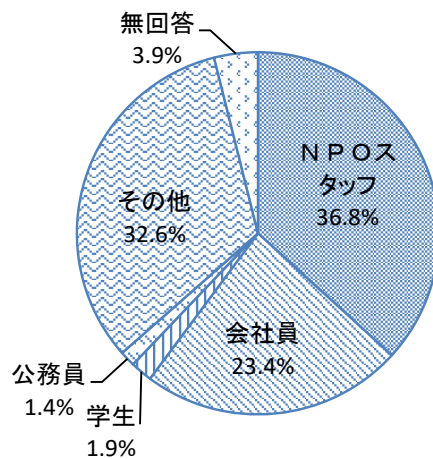
①年代別

10代	4	1.1%
20代	22	6.1%
30代	65	18.1%
40代	97	27.2%
50代	74	20.6%
60代	73	20.3%
70代	21	5.8%
無回答	3	0.8%
総数	359	100%



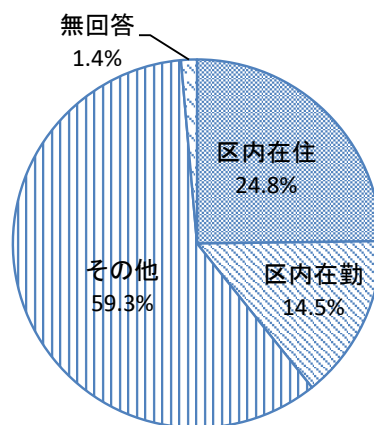
②職業別

NPOスタッフ	132	36.8%
会社員	84	23.4%
学生	7	1.9%
公務員	5	1.4%
その他	117	32.6%
無回答	14	3.9%
総数	359	100%



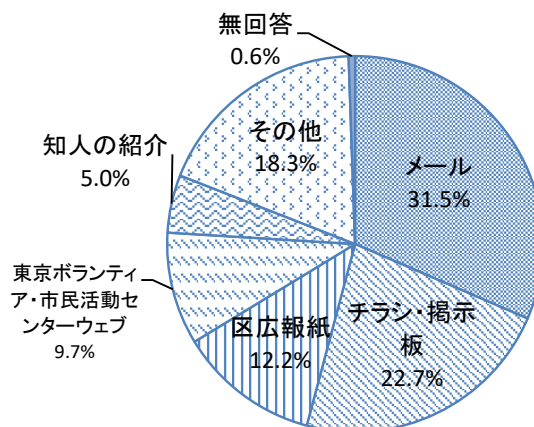
③種別

区内在住	89	24.8%
区内在勤	52	14.5%
その他	213	59.3%
無回答	5	1.4%
総数	359	100%



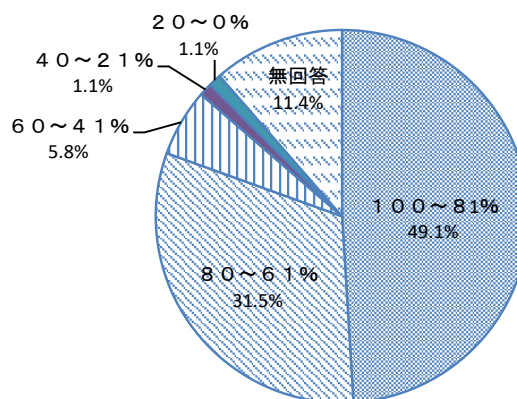
④講座を知った方法(複数回答あり)

メール	114	31.5%
チラシ・掲示板	82	22.7%
区広報紙	44	12.2%
東京ボランティア・市民活動センターウェブ	35	9.7%
知人の紹介	18	5.0%
その他	67	18.3%
無回答	2	0.6%
総数	362	100%



⑤講座の満足度

100～81%	176	49.1%
80～61%	113	31.5%
60～41%	21	5.8%
40～31%	4	1.1%
30～0%	4	1.1%
無回答	41	11.4%
総数	359	100%



オ 主な意見

【満足度100%～81%の意見】

- ・基礎を押さえつつ、具体的な話や動向を教えて頂き、大変勉強になりました。
- ・少人数で講師との距離が近く、気軽に質問できてよかった。

【満足度80～61%の意見】

- ・素人にも分かりやすい内容でした。

【満足度60～41%の意見】

- ・基本的な内容で既に知っているものが多く、少し物足りなかった。

【満足度40%以下の意見】

- ・NPO特有の説明が少なかった。具体的な例がなく少し残念だった。

(3) 交流事業業務

ア アンケート回収方法

交流事業開催後、参加者から回収。

イ 対象交流事業

平成29年度に開催の5回の交流事業(参加者のべ192名)

	学生	応援団体	プロボノ	企業	行政	合計
参加者数内訳	48	30	33	38	43	192

ウ 回収総数

71枚(回収率 37%)

エ 集計結果

① 交流事業を知った方法

広報媒体	学生	応援団体	プロボノ	企業	行政	合計
メール	11	0	5	5	5	26
新宿区広報紙	1	3	1	0	1	6
チラシ	0	0	2	0	1	3
東京ボランティア市民活動センターのWebサイト	0	1	3	0	1	5
その他Webサイト	0	0	0	1	5	6
知人からの紹介	10	0	0	3	1	14
その他	2	2	2	5	0	11
合計	24	6	13	14	14	71

② 交流事業の満足度

交流事業名	満足度(%)
学生とNPOの交流事業	93.5
応援団体とNPOの交流事業	71
プロボノとNPOの交流事業	86.18
企業とNPOの交流事業	91.43
行政とNPOの交流事業	90.57
平均	86.54

③ 男女別

交流事業名	男性	女性	合計
学生とNPOの交流事業	10	14	24
応援団体とNPOの交流事業	5	1	6
プロボノとNPOの交流事業	7	5	12
企業とNPOの交流事業	8	6	14
行政とNPOの交流事業	6	8	14
合計	36	34	70

④ 年代別

交流事業名	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	合計
学生とNPOの交流事業	7	14	1	0	1	0	0	1	24
応援団体とNPOの交流事業	0	1	1	0	1	2	1	0	6
プロボノとNPOの交流事業	0	2	1	0	4	2	3	0	12
企業とNPOの交流事業	0	1	7	1	2	1	2	0	14
行政とNPOの交流事業	0	1	3	4	3	3	0	0	14
合計	7	19	13	5	11	8	6	1	70

オ 主な意見

- ・ 沢山の連携している人の話を聞いて刺激を受けた。
- ・ 今まで関りのなかった方の意見を沢山伺えた。
- ・ 各団体の活動紹介が分かりやすかった。
- ・ 基本的な知識、事例が分かりました。
自分たちの団体として今後どうしていくか、具体的に検討する材料になりました。
- ・ 課題解決のヒントを沢山頂きました。
- ・ テーマを決めて討論する方がより深く話ができたと感じる。
- ・ その場その場で簡単な質問が出来たらもっと良かったと思います。

(4) 普及啓発事業業務

ア アンケート回収方法

シンポジウム開催後、参加者から回収。

イ 対象シンポジウム

平成29年度に開催の2回のシンポジウム(参加者のべ67名)

普及啓発事業名	参加者数
再チャレンジできる社会をつくるには	27
NPO法制定20年のこれまでとこれから	40
合計	67

ウ 回収総数

22枚(回収率32.8%)

エ 集計結果

①男女別

普及啓発事業名	男性	女性	無回答	合計
再チャレンジできる社会をつくるには	5	2	1	8
NPO法制定20年のこれまでとこれから	14	0	0	14
合計	19	2	1	22

②年代別

普及啓発事業名	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計
再チャレンジできる社会をつくるには	0	1	2	1	0	1	3	8
NPO法制定20年のこれまでとこれから	0	2	3	2	0	2	4	13
合計	0	3	5	3	0	3	7	21

③職業別

普及啓発事業名	NPOスタッフ	学生	会社員	公務員	その他	無回答	合計
再チャレンジできる社会をつくるには	5	0	1	0	2	0	8
NPO法制定20年のこれまでとこれから	6	0	2	0	4	2	14
合計	11	0	3	0	6	2	22

④地域別

普及啓発事業名	在住	在勤	その他	無回答	合計
再チャレンジできる社会をつくるには	2	1	5	0	8
NPO法制定20年のこれまでとこれから	3	4	5	2	14
合計	5	5	10	2	22

⑤シンポジウムを知った方法

普及啓発事業名	メール	チラシ	Facebook	区広報紙	Web	区HP	紹介	合計
再チャレンジできる社会をつくるには	2	2	1	0	1	0	1	7
NPO法制定20年のこれまでとこれから	6	1	0	0	3	2	2	14
合計	8	3	1	0	4	2	3	21

⑥満足度

普及啓発事業名	無回答	60%未満	60~80%	80~100%
再チャレンジできる社会をつくるには	12.5%	12.5%	25.0%	50.0%
NPO法制定20年のこれまでとこれから	21.0%	21.0%	28.0%	30.0%

オ 主な意見

【再チャレンジできる社会をつくるには】

- ・具立的な事例が含まれた話でよく理解できました。
- ・質疑応答の時間だけでなく意見交換の時間もあったほうがよい。

【NPO法制定20年のこれまでとこれから】

- ・NPO法ができるまでの流れがよくわかった。
- ・基調講演の時間を長くして、詳しい内容をもっと聞きたかった。